

## 後期高齢者医療被保険者証(保険証)を送付します

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248)1275

### 保険証を2回送付します

10月1日から後期高齢者医療制度の見直しにより、負担割合「2割」が新設されます。そのため、令和4年度は保険証を簡易書留で2回送付します。詳しくは表の通りです。

### 対象者は自己負担額が軽減されます

世帯の所得状況に応じて対象となる人に、限度額適用認定証を交付しています。この認定証を医療機関の窓口で提示すると、支払う医療費が所得などに応じて限度額までとなります。また、現在認定証を持っている人で、8月1日以降も交付対象になる人には、新しい認定証を1回目の保険証発送時に同封して送ります。

### ▼申請方法

認定証を持っていない人で交付対象になる人は、保険年金課、西志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所で申請してください。申請には保険証とマイナンバーが分かるものが必要です。

| 内容       | 発送時期 | 有効期間                | 特記事項                 |
|----------|------|---------------------|----------------------|
| 保険証(1回目) | 7月中旬 | 令和4年8月1日～9月30日      | 負担割合「1割」または「3割」      |
| 保険証(2回目) | 9月中旬 | 令和4年10月1日～令和5年7月31日 | 負担割合「1割」、「2割」または「3割」 |
| 限度額適用認定証 | 7月中旬 | 令和4年8月1日～令和5年7月31日  | 保険証1回目発送時に同封します      |

※今回交付する保険証の有効期間は、全員が8月1日から9月30日までです。10月からの負担割合が1割、3割のままの人も、有効期限は9月30日までになります。10月から使える保険証は9月中に送付します

## 後期高齢者医療保険料額をお知らせします

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248)1275

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。保険料の増減などにより、納め方が変わる人がいますので、ご確認ください。

### 保険料の納め方

#### ▼特別徴収

年金からの天引きによる納付(年6回の年金支給月)  
※事前の申し出により、特別徴収から口座振替に変更できます

#### ▼普通徴収

納付書払いや口座振替による納付(7月～翌年2月・毎月)  
※口座振替にするには事前の申し込みが必要です

### 保険料の算定方法(年額)

$$\begin{aligned} & \text{均等割額} \\ & 54,000\text{円} \\ & + \\ & \text{所得割額} \\ & (\text{総所得金額等} - 43\text{万円}) \\ & \times 10.26\% \\ & = \\ & \text{保険料額} \\ & (\text{限度額} 66\text{万円}) \end{aligned}$$

| 軽減割合 | 世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額                  |
|------|---|
| 7割軽減 | 43万円+10万円×(給与・年金所得者*の数-1)以下                 |
| 5割軽減 | 43万円+28万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者*の数-1)以下 |
| 2割軽減 | 43万円+52万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者*の数-1)以下   |

※給与・年金所得者の数とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超(65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の人の合計人数です

### 均等割額の軽減

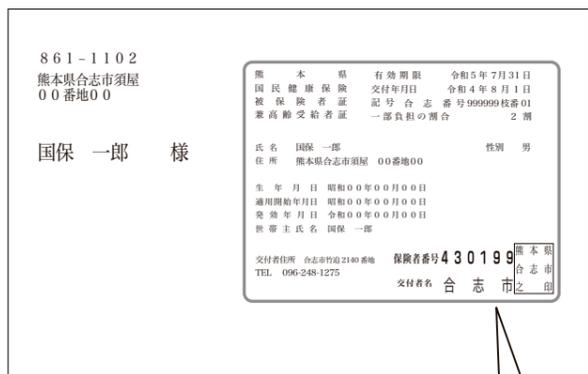
均等割額は次の表のように所得に応じて軽減があります。軽減判定は当てはまる年度の4月1日(新たに制度の対象となった人は資格取得時)の世帯状況により行ないます。詳しくはお尋ねください。

## 国民健康保険被保険者証(保険証)を送付します

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248)1275

現在お持ちの紫色の保険証の有効期限は7月31日です。ピンク色の新しい保険証を、世帯主宛てに7月中旬頃に簡易書留郵便(受け取りに印鑑が必要)で送付します。

配達時に不在であれば郵便物お預かりのお知らせが投函されます。その場合は郵便局へ連絡して希望の日時に再配達してもらうか、郵便局窓口で受け取ることができます。



この部分が国民健康保険証になります。ゆっくりはがして使用してください。

保険証が届いたら、記載された住所・氏名・生年月日などを必ず確認してください。

今回発送する保険証の有効期限は令和5年7月31日です。期限までに70歳になる人は誕生日(1日生まれ)の人は誕生日の前月(まで)、75歳になる人は75歳の誕生日の前日が有効期限となります。

### 限度額認定証などの更新をお忘れなく

限度額認定証などの交付を受けている人は、医療機関の窓口で保険証と認定証を提示することで、本人の負担する一部負担金が限度額までの支払いとなります。この認定証は7月31日が有効期限です。

現在、認定証を持っている人には、更新のお知らせを保険証に同封します。8月以降も認定証が必要な場合は、手続きをお願いします。なお、更新の手続きは8月1日以降の受け付けとなりますので、ご注意ください。

## 後期高齢者医療保険料額をお知らせします

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248)1275

7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。保険料の増減などにより、納め方が変わる人がいますので、ご確認ください。

### 保険料の納め方

#### ▼特別徴収

年金からの天引きによる納付(年6回の年金支給月)  
※事前の申し出により、特別徴収から口座振替に変更できます

#### ▼普通徴収

納付書払いや口座振替による納付(7月～翌年2月・毎月)  
※口座振替にするには事前の申し込みが必要です

### 保険料の算定方法(年額)

$$\begin{aligned} & \text{均等割額} \\ & 54,000\text{円} \\ & + \\ & \text{所得割額} \\ & (\text{総所得金額等} - 43\text{万円}) \\ & \times 10.26\% \\ & = \\ & \text{保険料額} \\ & (\text{限度額} 66\text{万円}) \end{aligned}$$

| 軽減割合 | 世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額                  |
|------|---|
| 7割軽減 | 43万円+10万円×(給与・年金所得者*の数-1)以下                 |
| 5割軽減 | 43万円+28万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者*の数-1)以下 |
| 2割軽減 | 43万円+52万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者*の数-1)以下   |

※給与・年金所得者の数とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超(65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の人の合計人数です

### 均等割額の軽減

均等割額は次の表のように所得に応じて軽減があります。軽減判定は当てはまる年度の4月1日(新たに制度の対象となった人は資格取得時)の世帯状況により行ないます。詳しくはお尋ねください。

## 国民年金保険料の免除制度

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248)1275  
熊本西年金事務所 ☎(355)3261

### 納付が困難なときは

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度が、次の3種類あります。

#### ▼保険料免除制度(全額・一部)

保険料を納めることが困難なときに利用できる制度です。申請が承認されると保険料納付の全額または一部(4分の3、2分の1、4分の1)が免除されます。保険料免除の審査対象者は、本人と配偶者、世帯主です。

#### ▼納付猶予制度

本人が20歳～49歳であるときに利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。保険料免除の審査対象者は、本人と配偶者です。

#### ▼学生納付特例制度

本人が学生の場合に利用できる制度です。申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例の審査対象者は、本人のみです。

いずれも審査対象者の前年所得が一定額以下の場合には、申請により適用が受けられます。離職者、震災・風水害などの被災者の人は所得に関係なく該当する場合があります。

また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できます。保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず、保険料を納付するか、納付することが困難な場合には免除の申請をしましょう。

### 手続きに必要なもの

・年金手帳など基礎年金番号が分かるもの、またはマイナンバーが確認できる書類

#### ▼離職している場合

・離職していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)

#### ▼学生の場合

・在学期間が分かる学生証(コピー可)または在学証明書(原本)